

## 山梨県単老人医療費支給事務費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、市町村が行う老人医療費支給事業の円滑な実施を図るため、市町村長が当該事業に要した経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の対象経費は、別表の基準により計算した額の合計額とする。

2 補助対象経費に対する補助率は、2分の1とする。

### (交付申請)

第3条 この補助金に係る交付申請については、第1号様式により毎年10月11日までに知事に提出して行うものとする。

### (補助の条件)

第4条 この補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿、その他証拠書類を整理し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

### (交付の方法)

第5条 この補助金の交付は概算払いすることができることとし、概算払いを受けようとするときは、第2号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

### (変更交付申請)

第6条 この補助金の所要額に変更が生じる場合は、第3号様式による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (事業実績報告)

第7条 この補助金の事業実績報告は、第4号様式により当該年度3月31日までに知事に提出するものとする。

2 前項の規定により実績報告書の提出があった場合において補助金の所要額に増減を生じたときは、前条の規定に準じて補助金の交付の決定を変更することができる。この場合においては、当該実績報告書をもって変更交付申請書とみなす。

### (補助金の交付決定の取消し等)

第8条 知事は、市町村が次の各号の一つに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付について付した条件に違反したとき。
- (2) 事業の執行方法が不相当と認められるとき。

附 則

(適用日)

- 1 この要綱は昭和55年4月1日から適用する。
- (失効)
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区 分	適 用	基 準 額
医療費審査支払 手数料	国民健康保険団体連合会 に委託した場合	委託件数×平成27年度において老人保健 法による保険者の拠出金の額の 算定に関する省令第16条第1 項第2号に規定する「厚生労働大 臣が定める額」に定めた額
	社会保険診療報酬支払基 金に委託した場合	委託件数×全国健康保険協会の管掌する健 康保険等の診療報酬請求書の審 査及び支払事務に関し、全国健 康保険協会と社会保険診療報酬 支払基金との間で契約した病 院、診療所及び薬局に係る事務 費算定の基礎となる一件当 たりの金額

需用費等	山梨県老人医療費支給事業に係る賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費	当該年度10月1日 現在の受給対象者数×200円
------	------------------------------------	-----------------------------